

平成30年8月1日から

育児休業手当金・介護休業手当金の支給日額の上限が変更されました。

共済組合から支給する育児休業手当金・介護休業手当金は支給日額の上限が設けられております。

この支給日額の上限は雇用保険法の育児休業・介護休業給付に準じておりますが、平成30年8月1日より、支給日額の上限が以下のとおり変更となりますのでお知らせします。

	変更後	変更前
育児休業手当金 (支給率 67/100 [*])	13,695円	13,622円
育児休業手当金 (支給率 50/100 [*])	10,220円	10,165円
介護休業手当金 (支給率 67/100)	15,075円	14,992円

※ 育児休業の開始から180日間は育児休業手当金の支給率は67/100となります。
(181日目以降の支給率は50/100です。)

☆ 支給日額の上限を超える標準報酬月額

育児休業手当金 470,000円

介護休業手当金 500,000円